

平成29年第2回八頭町議会定例会 提案理由

発議第1号

八頭町議会議員政治倫理条例の制定について

八頭町議会議員政治倫理条例は、平成28年8月31日に第1回議会改革推進調査特別委員会を開催して以来、7か月にわたり委員会5回、小委員会10回の検討を重ね、2月にパブリックコメントを実施し、3月16日の議会改革推進調査特別委員会において、原案を決定し、本日の提案と致したものです。

議員が、町民の信頼に応えるとともに、倫理の向上に努め自己又は特定の者の利益を図ることのないように、公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的として、この条例を制定しようとするものです。

条例制定後は、町民の負託に応えるため、より高い倫理的義務を自覚し、日々の議員活動を充実させ、町民の福祉の向上に努めます。

発議第2号

八頭町議会委員会条例の一部改正について

八頭町課設置条例が平成29年1月に一部改正されたことにより、平成29年4月1日より各委員会所属の課名変更をいたすものです。具体的には、福祉環境課と福祉事務所とあるを町民課と福祉課に変更するものです。

また、八頭町議会議員の定数を定める条例を平成28年3月に一部改正し、次の任期から定数16人を14人に改正したところです。これに伴い、総務教育常任委員会並びに産業福祉常任委員会の委員数を各7人とし、定数に符合するよう改正するものです。